

2017年ISSの日本向け議決権行使助言方針（ポリシー）の改定案に対する意見

2016年11月9日

経営法友会

相談役や顧問は、会社法上の機関ではなく任意の制度であるからこれを置く場合でも定款に規定する必要はなく、ISSの今回のポリシー改定案の直接の影響は大きくないと考える。しかしながら、今回のポリシー改定案は、相談役や顧問制度そのものに反対する趣旨と解され、そのようなメッセージが社会に及ぼす間接的な影響は少なくないと思われることから、当会会員から寄せられた懸念点を以下のとおり取り纏め、意見を述べる。

相談役や顧問の役割・処遇は、各社によってさまざまであり、同一社内でも個人によって異なるなか、これらの実態を十分に把握・分析することなく、近年一部の企業において見られた稀な「弊害」ケースを念頭に、相談役や顧問といった「呼称」にのみ着目して反対を推奨するというポリシー案は、極めて形式的で適当とは言えない。

ISSは、今回、「(相談役や顧問が)影で影響力を行使することに対して、投資家の懸念が高まっている」、そして「社長・会長経験者などが会社に残り続けることは、そうした人たちが他の会社で社外取締役として務める機会の減少につながり、日本で社外取締役候補者の人材プールが充実しにくい一因(である)」こと等を改定理由に掲げる。しかしながら、相談役や顧問が経営から求められて助言等を行いこれが企業価値の向上に繋がっているのであれば、(その会社においては)維持すべき良い制度であるし、逆に、相談役や顧問の助言等が役立たないのであれば、そのような人材は他の会社の社外取締役としても役立たないから、社外取締役の人材プールとして望ましいとは言えない。

また、ISSは、「社長・会長経験者などが相談役や顧問として会社に残ると、後継者である現在の社長・会長にとって、前任者が決めた経営戦略を変更することは、(中略)実行は困難」であると決めつけているが、経営の第一線から身を引いた相談役や顧問が個々の経営や人事に口を出すようなケースは現実には稀であるし、後継者はむしろ独自色を出すべく前任者と異なる路線を採用することが少なくないと思われる。

日本企業の相談役や顧問のなかには、多年に亘って培った知見や経験を活かして企業が行う社会貢献活動の一端を担ったり、団体役員や審議会の委員等を引き受けたり、他社の社外取締役や社外監査役を兼任する者も少なくない。仮に、日本企業の多くが相談役や顧問制度を一律に廃止することになれば、このような職務を会社からのサポートを一切受けることなく個人の負担においてのみ引き受けざるを得なくなるが、これはこのような職務の引受け手の不足を招くおそれもある。

ISSにおかれては、上記の側面も勘案のうえ、バランスの取れたポリシーの立案をお願いしたい。

以上